

報告第11号

専決処分の報告の件

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成30年9月26日提出

加東市長 安田正義

専決番号	専決年月日	専決事項	内 容
第11号	平成30年8月29日	和解及び損害賠償の額を定めること。	別紙のとおり

専決第 1 1 号

和解及び損害賠償の額を定めることの専決処分について

和解及び損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 8 0 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成 3 0 年 8 月 2 9 日

加東市長 安 田 正 義

1 損害賠償の相手方

新定区長 岸 本 吉 晴

2 和解事項

市は相手方新定地区ごみステーション管理用の車止めポールの修理費用の 1 0 割を支払う。

3 損害賠償の額

4 3 , 2 0 0 円

4 事故の概要

(1) 事故発生日時

平成 3 0 年 7 月 2 0 日 午後 1 時 3 0 分頃

(2) 事故発生場所

加東市新定 9 3 6 番地 新定公民館

(3) 事故の内容

市職員が、ごみ収集業務中、ごみステーションにおいて、ごみを積み込み、公用車を発進させたところ、車両左後部フェンダーをごみステーション管理用の車止めポールに接触させ、損傷させた。